〃	第165回	924,220,000円	919,985,440円
〃	第166回	832,870,000円	829,153,548円
〃	第167回	1,414,770,000円	1,408,569,672円
〃	第168回	1,331,700,000円	1,325,969,873円
〃	第169回	7,095,650,000円	7,065,400,359円
〃	第170回	30,000,000円	29,840,726円
〃	第171回	5,000,000円	4,973,299円
〃	第172回	14,500,000円	14,429,064円
〃	第173回	8,000,000円	7,967,265円
〃	第174回	20,000,000円	19,929,717円
〃	第175回	5,000,000円	4,986,862円
〃	第181回	91,180,000円	91,168,384円
〃	合計	85,467,650,000円	85,185,049,996円

○農林水産省告示第千三十七号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十七年十月三十日農林水産省告示第二千四百三十三号（農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の市町村を公告する件）の全部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		旭川市　釧路市　帯広市　北見市　夕張市　岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　美唄市　芦別市　江別市　赤平市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　滝川市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　石狩市　北斗市
	石狩郡	当別町　新篠津村
	上磯郡	知内町　木古内町
	亀田郡	七飯町
	茅部郡	森町
	二海郡	八雲町
	山越郡	長万部町
	檜山郡	上ノ国町　厚沢部町
	爾志郡	乙部町
	瀬棚郡	今金町
	久遠郡	せたな町
	寿都郡	黒松内町
	磯谷郡	蘭越町
	虻田郡	ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　豊浦町　洞爺湖町
	岩内郡	共和町
	余市郡	仁木町　余市町　赤井川村
	空知郡	南幌町　奈井江町　上富良野町　中富良野町　南富良野町
	夕張郡	由仁町　長沼町　栗山町
	樺戸郡	月形町　浦臼町　新十津川町
	雨竜郡	妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町
	上川郡	鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　和寒町　剣淵町　下川町　新得町　清水町
	中川郡	美深町　音威子府村　中川町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町
	増毛郡	増毛町
	留萌郡	小平町
	苫前郡	苫前町　羽幌町　初山別村
	天塩郡	遠別町　天塩町　豊富町　幌延町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	浜頓別町　中頓別町　枝幸町
	網走郡	美幌町　津別町　大空町
	斜里郡	斜里町　清里町　小清水町
	常呂郡	訓子府町　置戸町　佐呂間町
	紋別郡	遠軽町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
	有珠郡	壮瞥町
	白老郡	白老町
	勇払郡	厚真町　安平町　むかわ町
	沙流郡	日高町　平取町
	新冠郡	新冠町
	浦河郡	浦河町
	幌泉郡	えりも町